

令和5年度情報科学院大学院教育改革推進プログラム
「国際的で多様な価値創造人材育成事業」
学生論文掲載料支援実施要項

情報科学院

(趣旨)

情報科学研究科及び情報科学院の研究室に対して、その指導のもとで学生が執筆した論文を学術雑誌等に掲載するための費用（掲載するために必要な別刷の購入に要する費用などを含む。以下「掲載料」という。）を、情報科学院大学院教育改革推進プログラムから支給することにより、研究科及び学院の人材養成目的等に沿った教育を強化する事業を実施しますので、希望する研究室は本実施要項にしたがって応募してください。

(支援対象)

支援対象の研究室は、本学院におけるコースを構成する研究室とします。

(申請条件)

支援の対象となる掲載料は、情報科学研究科又は情報科学院に在籍している（あるいは、在籍していた）学生が主として執筆して採択された査読付き学術論文に係るものであって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間中に支払い処理が可能であるものとします。なお、国際会議の予稿集等に掲載される論文については、本プログラムの支援対象とはなりません。

(支援額)

掲載料の半額を上回らない範囲の経費を、10万円を上限として本学院の運営費交付金で負担します。残りの経費を研究室の運営費交付金で負担してください。

なお、学院の支援額は研究室の負担額を超えない範囲とします。

(審査及び決定)

本事業担当の取組実施担当者が申請条件を審査し、学院長が予算残額を考慮して支援の可否および支援額を決定します。

(申請方法)

申請を希望する研究室は、本事業の申請書および必要書類を、論文掲載確認後（もしくは論文別刷納品後）1週間以内に情報科学研究院事務課（教務担当）に提出してください。

(その他)

本事業は、支援総額が令和5年度本事業予算総額を超えた時点で、実施を終了します。

学院長が、必要に応じて、研究室毎の申請件数及び支援金額の上限を設定することがあります。